

令和8年度（2026年度）農的関係人口創出事業 募集要項

1 経緯と趣旨

過疎化や高齢化が進む農村地域の維持や継承に向けては、地域住民による内発的発展を促すとともに、都市部に住みながら農山漁村地域に関わりを持つ者（農的関係人口）の創出が必要です。

そこで、本事業では複数の農泊事業者が連携して取り組む、「こども」や「都市住民」に対し農山漁村地域への複数回の来訪を促す新たな取組み等への支援を行うことで、農山漁村におけるファンづくりや農村人材の裾野拡大を図り、以て地域の活性化、ひいては元気で豊かな農山漁村地域の次世代への継承に繋げることを目的とします。

2 実施概要

(1) 事業名称

令和8年度（2026年度）農的関係人口創出事業

(2) 募集方法等

農的関係人口創出事業実施要領（以下「実施要領」という。）及び本書に基づき募集を行い、採用決定となった提案者に補助金を交付します。

なお、補助金の交付にあたっては、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）、熊本県農林水産業振興補助金等交付要項及び要領の手続きによるものとします。

(3) 応募できる事業者

農泊（※1）地域（※2）、農泊事業者等が組織する団体等

(4) 対象の活動

複数の農泊事業者が連携して取り組む、こどもや都市住民に対して農山漁村地域への複数回の来訪を促す新たな取組み等への支援。

なお、補助対象は宿泊を伴う取組みとします。

<対象活動の一例>

- ・ 定期的な教育旅行の受入
- ・ 農村ボランティアの募集や実施
- ・ 短期の農村滞在と仕事体験
- ・ 都市地域への情報発信等

(5) 対象外となる活動

前項を満たす活動であっても、以下のいずれかに該当する活動は対象外とします。

ア) 国または県の他補助金等による助成をうける（補助金が重複する）活動。

イ) 事業の主要な部分をほかに委託する活動。ただし、高度な専門性が必要などの合理的な理由がある場合はこの限りではありません。

ウ) 活動の持続性や自立性が乏しい、取組みの成果の多くが個人等の利益に帰結するなど、地域への波及効果が見込めない活動。

エ) 経費の内容・項目が事業趣旨に沿っておらず、対象経費が市場単価等に比し

て大きく妥当性を欠く場合。

オ) 類似企画を類似構成員で複数申請している場合。

(6) 補助金額

定額（1件あたり500千円を上限とします。ただし、予算の範囲内を限度とします。）

(7) 提出書類

ア) 農的関係人口創出事業計画書（実施要領 別記様式第1号）

イ) 経費の配分（経費等明細書）（実施要領 別記様式第1号：別紙）

ウ) その他添付資料

①位置図（参画機関の位置を明示したもの）

②組織の場合、概要が分かる資料（規約又はそれに類するもの、会員名簿及び直近1年の総会資料の写し）

③個人経営者の場合、経営する施設の概要が分かる書類（パンフレットやそれに類するもの）

上記以外にその他参考資料の提供をお願いすることがあります。

また、ご応募いただいた提案内容は、当事業に係る審査以外の目的には一切使用いたしません。

(8) 提出期限

令和8年(2026年)7月8日(水)まで【必着】

(9) 提出方法

必要書類を郵送（簡易書留）もしくはメールにより提出してください。

※事務処理の円滑化のため、計画書の電子ファイルの提供をお願いする場合がございますのでご協力をお願いします。

(10) 提出先

熊本県農林水産部農村振興局

むらづくり課元気な農村づくり班 担当：岩永、浴野

〒862-8570 熊本市中央区水前寺 6-18-1（県庁行政棟本館9階）

電 話：096-333-2415

メールアドレス：iwanaga-n-dg@pref.kumamoto.lg.jp

(11) 事業の実施期間

補助金交付決定日から令和9年（2027年）2月26日（金）の間で設定

※補助事業の対象になる活動経費は、原則、交付決定通知日以降に発生した経費のみですので、ご注意ください（交付決定前の活動経費は本事業の対象外です）。

3 企画の選定及び通知

(1) 企画の選定方法

以下の採点基準により採点を行い、採点結果や事業内容等を考慮したうえで予算の範囲内で選定します。

(2) 採点基準

実施要領別表2をご参照ください。

(3) 提出書類の詳細について

提出書類について疑義がある場合は、随時、提出者へご連絡する場合がありますので、ご了承ください。

(4) 選定結果の通知予定

企画審査終了後、郵送またはメールで通知します。

4 活動までの事務手続きについて

(1) 事務手続き

採用された提案者は事業実施主体となって、補助金によって活動経費を助成されることとなります。

ア) 採用された提案者は、当事業補助金の関係規程に基づき、補助金の事務手続きを経て、補助金交付決定後に活動を開始することとなります。

イ) 補助事業採択の流れ(予定)

①応募書類提出→②書類審査→③採用決定→④計画承認申請→⑤計画承認→(急ぎの場合は交付決定前着手承認申請書を提出)→⑥交付申請書提出→⑦交付決定→⑧活動実施→⑨実績報告→⑩確定→⑪補助金支払い(精算払)

(2) 内容及び採用団体の変更

書類審査の結果、一部改善が必要な場合は、企画内容を変更させていただくことがあります。

また、事業実施主体が、事業対象として必要な条件に合致しない場合や地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合は、補助金の助成を行わないことがあります。

この場合は、次点者と事業実施について協議することとなります。

(3) 経費の支払いについて

補助金は、原則として活動終了後に事業実施主体から提出される実績報告書等の書類を審査し、成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときに支払います。

ただし、真にやむを得ない理由があり、かつ、事業実施主体が適正に活動を履行することができると思われる場合は、活動途中でも補助金の支払い(概算払)ができる場合もありますので、交付決定後に担当者へご相談ください。

5 経費の対象

対象経費は、実施要領別表1に示した事業の実施に直接必要となる経費です。

6 留意事項

(1) 今回の申込みにかかる一切の費用は、提案者の負担となります。また、提出いただいた書類は返却いたしませんのでご了承ください。

(2) 企画の提案は、各提案者1企画とします。

(3) 提案者は、実績報告として提出された資料・写真等を県等が開催する各種研修会での使用及び県ホームページ「くまもとふるさと応援ねっと」等に掲載する場合がありますことを了承したものとします。

※1 農泊とは

農村に「宿泊」し、滞在中に地域資源を活用した「食事」や「体験」等を楽しむ「農山漁村滞在型旅行」のこと

※2 農泊地域とは

平成 29 年度以降に国の農山漁村振興交付金（農泊推進対策）に採択された地域協議会のこと